

● 請求に関する留意事項

※文中②～⑥は、「令和7年度診療報酬明細書等受付締切(協力)日時及び診療報酬等振込日一覧表」の番号に対応しています。

[請求全般]

- ・診療報酬明細書等を郵送される場合、普通郵便等の配達所要日数に御留意願います。
- ・宅配、郵送による提出の場合、支払基金への誤送付に御注意ください。宛先ラベル及びレセプト等を確認のうえ送付願います。

[② 光ディスク等受付協力日]

- ・光ディスク等磁気媒体により診療報酬明細書を提出する場合は、②の日時までに提出くださるよう御協力をお願いいたします。
※媒体の読み込み不良等で期限までに再提出が間に合わない場合、オンライン資格確認等システムによる資格確認処理や被保険者等が薬剤情報を閲覧できなくなります。

[③④ 紙レセプト等・特別審査対象明細書]

- ・紙の診療報酬明細書等及び医療費助成給付分は、必ず③の日時までに提出ください。
- ・特別審査対象明細書(紙)は、他の明細書とは別に、必ず④の日時までに提出ください。なお、電子請求を実施している保険医療機関等においては、電子で請求するようお願いいたします。

特別審査対象明細書	
(1) 医 科	<ul style="list-style-type: none">・入院外レセプトは対象外・特定機能病院(臨床研究中核病院含む)については、35万点以上の入院レセプト・38万点以上(心・脈管にかかる手術がある場合は70万点以上) (心臓移植術、肺移植術、肝移植術がある場合は点数に関らず対象)
(2) 歯 科	<ul style="list-style-type: none">・20万点以上
(3) 調 剤	<ul style="list-style-type: none">・特別審査対象外

[⑤⑥ 支払に関すること]

- ・診療報酬等振込日について、⑤はオンライン又は光ディスク等請求を行っている保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーション、⑥は紙請求を行っている保険医療機関、保険薬局、柔道整復施術所及び訪問看護ステーションです。
- ・支払額決定通知書等各種帳票は、毎月20日頃に本会より発出いたします。
※オンライン請求を行っている保険医療機関等は、オンライン請求システムよりダウンロード願います。
※医療費助成関係帳票は、これまでどおり紙で送付いたします。

[過誤返戻レセプトの再請求方法について]

- ・国保、後期高齢者の過誤返戻レセプトを本会へ紙媒体で再請求される際には、レセプトの下に過誤返戻付せんを添付して提出くださるようお願いいたします。なお、支払基金提出分とは対応が異なりますので御注意ください。